

日限山建築協定だより

2024年V.01.2
2024年7月1日発行
日限山自治会住宅地区建築協定運営委員会
発行責任者 委員長 鈴木正雄

新たな建築協定が認可されました 引き続き「上質な街なみ・快適な住環境 をめざして」協定を運用していきます

1 認可までの経過

2月19日 認可申請

4月25日 認可申請書類の縦覧公告（4月26日から5月28日まで）

6月 5日 認可申請に対する公聴会の開催

6月25日 認可（10年後に満了、過半数の賛同で10年延長）

2 建築協定の概要

協定区域：前協定の区域と同じ（1～10ブロック内） ※裏面参照

加入区画数：374 区画 未加入区画数（隣接地）：476 区画

3 加入区画地権者の方へ

①提出いただいた合意書の返却

- 提出いただいた3部のうち1部をブロック担当運営委員を通じて返却します。（3部のうち1部を横浜市、1部を協定運営委員会で保管します。）

②新築時等の手続き

- 建築確認申請手続きの前に、建築物が協定が定める建築基準に適合していることを、建築協定運営委員会に確認を求める必要があります。
- 協定基準との適合確認の手続きは、ハウスメーカーや設計事務所が代行する場合はほとんどです。建築協定に加入していることを代行者に伝えてください。

4 未加入区画地権者の方へのお願い

①新築時等の手続き

- 未加入の区画につきましては協定が適用されませんので、建築基準法が定める基準に準拠して建築を進めることができます。ただし、確認申請の際に横浜市から協定運営委員会への連絡を促されますのでご協力をお願いします。

②建築協定への加入

- 未加入となった区画のうち事情により書類を整えることができなかった地権者の方を中心に、時機を見て加入のご案内をいたしますので、是非ご加入下さい。

<4ブロック・8ブロックの協定加入者へのお願い>

- 4ブロックと8ブロックについては、協定運営委員会の担当委員が欠員となっています。
- 後日、個別に就任のお願いすることを予定していますのでその際はご協力ください。

日限山自治会住宅地区建築協定 区域図

